

平成21年特定サービス産業実態調査
計量証明業調査票

平成21年11月1日

※整理番号	※都道府県番号	※市区町村番号	※事業所番号

※調査区番号	秘	基幹統計 特定サービス 産業実態統計

1 事業所名及び所在地 フリガナ I 事業所名 II 事業所の所在地 〒 III 本社の所在地 〒 (貴事業所が支社、営業所の場合には、本社の所在地を下記IIIの欄に記入してください。)										電話 () 局 番 電話 () 局 番									
2 経営組織及び資本金額 I 経営組織 1 会社 2 会社以外の法人・団体 3 個人経営 II 資本金額 (又は出資金額) 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円										3 本社・支社別 I 事業所の本社・支社別 1 単独事業所 (支社、支店、営業所などを持たない事業所) 2 本社 (支社、支店、営業所などを持っている本社、本店) 3 支社 (支社、支店、営業所など)									
4 年間売上高 I 事業所の年間売上高 (消費税額を含む。) 事業所の年間売上高 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 II Iの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高 業務区分 年間売上高 計量証明業務 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 その他業務 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 「計量証明業務」の年間売上高について、その内訳を下記IIIの業務種類区分に従って記入してください。 上記「その他業務」に売上高の記入がある場合には、その内訳を記入してください。 注：調査事項4～7については、貴事業所のみの数値等を記入してください。他の事業所は含みません。 III 「計量証明業務」の年間売上高の業務種類別割合 業務種類区分 一般計量測定 環境計量測定 作業環境測定 建物内測定 その他 合計 年間売上高 % % % % % % % % % % 100 %																			
5 年間売上高の契約先産業別割合 「計量証明業務」の年間売上高の契約先産業別割合 契約先産業区分 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業・郵便業 卸売業・小売業 金融業・保険業 不動産業・物品賃貸業 学術研究・専門・技術サービス業 宿泊業・飲食サービス業 生活関連サービス業・娯楽業 教育・学習支援業 サービス業 公務 同業者 その他 合計 年間売上高 % % % % % % % % % % % % % % % % 100 %																			
6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額 I 事業所の年間営業費用 (消費税額を含む。) 区分 給与支給総額 外注費 減価償却費 賃借料 土地・建物 機械・情報通信機器 その他 営業費用 合計 II 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額 (消費税額を含む。) 区分 有形固定資産 機械・設備・装置 情報通信機器 その他 土地 建物・その他の有形固定資産 無形固定資産 合計 注1：耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の固定資産の取得額(購入手数料を含む。)を記入してください。 注2：過去1年間に営業用固定資産の取得額がない場合は、合計欄に「0」を記入してください。 注3：「情報通信機器」とは、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などをいいます。																			
7 従業者数 I 事業所の従業者数 区分 ①個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者 ②有給役員 ③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど(就業時間換算従業者数) ⑤(常用雇用者以外の雇用者) 総計(①～⑤の合計) うち別経営の事業所に派遣している人 総計のほか別経営の事業所から派遣されている人 II 「計量証明業務」の部門別事業従事者数 (別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含む。) 部門区分 管理・営業部 技術部門 一般計量測定 環境測定 作業環境測定 建物内測定 その他 その他 合計 事業従事者数 うち別経営の事業所から派遣されている人																			

備考 (記入内容について特記すべき事項があれば記入してください。)	記入者 (記入内容の照会に回答できる人) の部署名と氏名 部署名 フリガナ 氏名	報告者 (代表者) の氏名
-----------------------------------	---	---------------

★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
★この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により固く禁じられております。
★この調査票は、統計調査員(郵送調査を除く)に提出していただく。調査票は、経済産業省に送付され、厳重に保管されます。